

○財務省告示第二百九十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年八月六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年九月十一日

財務大臣 安住 淳

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十四回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
- 三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札発行」という。）
- 四 発行方法

七		二		八		ロ		入											
札	非	入	価	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	
発	競	札	格	入	札	入	格	・	債	入	札	入	格	・	債	発	競	札	
行	争	発	競	札	入	札	競	第	参	入	札	入	競	I	加	行	争	発	
行	入	行	争	額	発	発	額	II	加	場	発	発	I	場	場	入	入	行	
百	五	八	二		で	た	条	特	特	で	た	条	特	特	で	た	条	特	千
円	十	万	兆		六	利	第	別	別	二	利	第	別	別	五	利	第	別	二
	一	円	九		十	付	一	会	会	千	付	一	会	会	十	付	一	会	百
	億		百		七	国	項	計	計	二	国	項	計	計	億	債	の	に	二
	三		八		億	債	の	に	に	億	に	規	定	定	二	に	規	定	十
	千		十		円	に	規	定	関	千	に	規	定	関	二	に	規	定	五
	五		七			つ	定	す	す	千	に	規	定	す	三	に	規	定	万
	百		億			い	に	基	法	百	に	規	定	す	万	に	規	定	円
	八		九			て	基	づ	律	万	に	規	定	す	円	に	規	定	十
	十		千			、	づ	き	第	十	に	規	定	す	十	に	規	定	億
	万		五			額	き	第	四	十	に	規	定	す	十	に	規	定	七
	七		百			面	発	行	十	十	に	規	定	す	十	に	規	定	億
	千		三			金	行	十	六	十	に	規	定	す	十	に	規	定	五
	五		十			額	し	六	十	十	に	規	定	す	十	に	規	定	億

十 十
三 二

の 経 利 入 価
払 過 札 格
込 利 発 競
み 子 率 行 争

(一) 年

○・八パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、募入決定額に加えた第
式により規定する日に額を第
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{47}{365}$$

(二)

発行時にあって、その利息
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして、又は振替口座
の口座に記載又は記録される
のにより算出された金額から
金額に百分の二十を乗じた該
額（おたし、当該国債を発行
時に、又は外国債を発行
住者又は外国人である者が
に、又は前記(一)の算式によ
出し、た金額に(一)の算式
は、外国税人が適用を受ける
所得税の税率を乗じた金額を

十 四
初 期 利 子

平

平成二十四年十二月十日を
払期とし、次の算式により算
し、た金額を支払う。ただし、
払った金額を休業日に支払
は、その翌営業日に支払う
下、その及び第十号において
規定する期日に同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六		十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後の二期子以
平成二十四年八月六日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額につき百円	平成三十四年六月二十日	る利息を支払う。	い、その日以、前六月間に属す
						毎、年六月二十日及び十二月二十